

国民投票運動と地方公務員の政治的行為の制限の関係

平成25年6月6日

総務省

当方からは、国民投票法附則第11条に規定される、「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう必要な法制上の措置を講ずるものとする」との規定と現行地方公務員制度における政治的行為の制限との関係についてご説明します。

一般職の地方公務員は、公務の中立性や公務員の全体の奉仕者としての性格の確保のために、政治的中立性を確保することが求められております。

このため、一般職の地方公務員については、地方公務員法第36条において、

- ① 公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって
- ② 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること
 - ・ 署名運動に積極的に関与すること
 - ・ 金品の募集に関与すること
 - ・ 文書を庁舎に掲示するなど地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること

等が禁止されています。

この政治的行為の制限に違反する行為については、刑事罰は科されておりませんが、懲戒処分の対象となります。

こうした現行法の規定は、憲法改正国民投票を念頭に置かずに制度設計されており、「公の投票」については、制度趣旨としては住民投票などを想定していますが、字義上は国民投票も対象となり、国民投票運動も同法において禁止されている政治的行為に当たる場合があると考えられます。

なお、附則第11条は、国家公務員法、地方公務員法の定める一般的な公務員の政治的行為の制限について、国民投票運動の自由確保と公務員の政治的中立性の観点から、憲法改正の国民投票法上いかなる特則を設けるべきかという問題として、国会において議論されてきたものと理解しております。

総務省といたしましては、憲法審査会における御議論を踏まえながら、その状況に応じ、関係府省とも協議しつつ適切に対応してまいりたいと存じます。